

# 第104期 中間決算公告

2025年12月19日

大阪市北区茶屋町18番14号  
株式会社 池田泉州銀行  
取締役頭取兼CEO 阪口広一

中間連結貸借対照表(2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	869,035	預 金	5,817,926
コールローン及び買入手形	3,573	債券貸借取引受入担保金	5,184
商 品 有 価 証 券	25	借 用 金	411,112
金 銭 の 信 託	9,045	外 国 為 替	672
有 価 証 券	776,869	信 託 勘 定 借	2,791
貸 出 金	4,744,315	そ の 他 負 債	64,902
外 国 為 替	5,956	賞 与 引 当 金	1,843
そ の 他 資 産	77,941	役 員 賞 与 引 当 金	26
有 形 固 定 資 産	36,016	退 職 給 付 に 係 る 負 債	137
無 形 固 定 資 産	4,000	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
退 職 給 付 に 係 る 資 産	30,610	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	81
繰 延 税 金 資 産	645	偶 発 損 失 引 当 金	564
支 払 承 諸 見 返	7,012	繰 延 税 金 負 債	9
貸 倒 引 当 金	△9,698	支 払 承 諸	7,012
		負 債 の 部 合 計	6,312,271
		(純資産の部)	
		資 本 金	61,385
		資 本 剰 余 金	63,362
		利 益 剰 余 金	109,953
		株 主 資 本 合 計	234,701
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,026
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	815
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	7,279
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	7,068
		非 支 配 株 主 持 分	1,307
		純 資 産 の 部 合 計	243,077
資 产 の 部 合 計	6,555,349	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,555,349

中間連結損益計算書 2025年4月 1日から  
2025年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	53,636
資 金 運 用 収 益	33,981
（うち貸出金利息）	(27,084)
（うち有価証券利息配当金）	(4,549)
信 託 報 酬	6
役 務 取 引 等 収 益	11,184
そ の 他 業 務 収 益	1,084
そ の 他 経 常 収 益	7,380
経 常 費 用	40,188
資 金 調 達 費 用	6,236
（うち預金利息）	(5,587)
役 務 取 引 等 費 用	4,911
そ の 他 業 務 費 用	29
當 業 経 常 費 用	21,569
そ の 他 経 常 費 用	7,441
経 常 利 益	13,447
特 別 利 益	10
特 別 損 失	33
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	13,424
法人税、住民税及び事業税	3,391
法 人 税 等 調 整 額	666
法 人 税 等 合 計	4,057
中 間 純 利 益	9,366
非支配株主に帰属する中間純損失	82
親会社株主に帰属する中間純利益	9,449

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 17社

##### 主要な会社名

池田泉州信用保証株式会社  
近畿信用保証株式会社  
池田泉州リース株式会社  
池田泉州オートリース株式会社  
株式会社池田泉州JCB  
株式会社池田泉州DC  
株式会社池田泉州VC  
池田泉州キャピタル株式会社  
池田泉州ビジネスサービス株式会社  
池田泉州システム株式会社

##### (連結の範囲の変更)

池田泉州キャピタル事業承継ファンド糸4号投資事業有限責任組合に出資し、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 1社

##### 会社名

株式会社ステーションネットワーク関西

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 7社

9月末日 10社

②連結される子会社及び子法人等のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、各社の中間決算日の中間財務諸表により連結しております。なお、中間連結決算との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 会計方針に関する事項

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産は、主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

#### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,838百万円であります。

### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

## 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績運動型報酬の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

## 8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

## 10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

## 11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 13. リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものとしております。

## 14. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。連結される子会社及び子法人等が参加する他社が運営するポイントプログラムについては、将来利用される見込額を第三者のために回収する額として認識し、役務取引等収益より控除しております。

## 15. 株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る。）の認識基準については、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）第94項に従い、下記のとおり計上しております。

(1) 市場価格のある株式：各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて、未収配当金を見積り計上。

(2) 市場価格のない株式：発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払いを受けるものについて、その支払いを受けた日の属する連結会計年度に計上。

## 16. 重要なヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 17. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## 18. その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) グループ通算制度の適用

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定するグループ通算制度を適用しております。

### (2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

#### 投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約、償還に伴う損益は「有価証券利息配当金」にて処理しております。投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）  
90百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に4,949百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。  
なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,156百万円
危険債権額	46,734百万円
要管理債権額	2,548百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	2,548百万円
小計額	52,439百万円
正常債権額	4,726,587百万円
合計額	4,779,026百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,386百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、8,398百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	457,178百万円
その他資産	219百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,394百万円
債券貸借取引受入担保金	5,184百万円
借用金	402,515百万円

上記のほか、為替決済の担保として次のものを差し入れております。

有価証券	30,906百万円
------	-----------

また、その他資産には、保証金2,919百万円及び金融商品等差入担保金865百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、723,524百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が689,581百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 59,666百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,819百万円であります。

10. 元本補填契約のある信託の元本金額 2,791百万円

11. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.48%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益569百万円、償却債権取立益188百万円及び金銭の信託運用益50百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,161百万円、貸倒引当金繰入額208百万円、保証協会負担金182百万円、株式等償却155百万円、偶発損失引当金繰入額67百万円及び株式等売却損37百万円を含んでおります。

3. 中間包括利益 10,437百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金並びに信託勘定借は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券 売買目的有価証券	25	25	—
(2) 金銭の信託	9,045	9,045	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	222,099	213,949	△8,149
その他有価証券（＊3）	536,169	536,169	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	4,744,315 △8,391		
	4,735,923	4,684,482	△51,440
資産計	5,503,262	5,443,671	△59,590
(1) 預金	5,817,926	5,817,294	△632
(2) 借用金	411,112	411,072	△39
負債計	6,229,039	6,228,366	△672
デリバティブ取引（＊2） ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの	(65) 681	(65) 681	— —
デリバティブ取引計	616	616	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式等（＊1）（＊2）	6,991
組合出資金（＊3）	11,518
合計	18,510

（＊1）非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当中間連結会計期間において、非上場株式等について68百万円減損処理を行っております。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
金銭の信託	7,789	1,255	—	—	9,045
商品有価証券及び有価証券 売買目的有価証券	—	—	—	—	—
国債・地方債等	—	25	—	—	25
その他有価証券	—	—	—	—	—
国債・地方債等	88,738	218,048	—	—	306,787
社債	—	118,529	13,658	132,188	132,188
株式	21,468	—	—	—	21,468
外国証券	116	—	—	—	116
投資信託等	4,432	36,691	—	—	41,123
デリバティブ取引	—	—	—	—	—
金利関連	—	1,207	—	—	1,207
通貨関連	—	3,388	—	—	3,388
資産計	122,546	379,146	13,658	—	515,351
デリバティブ取引 通貨関連	—	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—	3,980

(\* 1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託等は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の中間連結貸借対照表計上額は、34,484百万円であります。

(\* 2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託等の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他 の包括利益累計額		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基準 価額を時価とみ なすこととした 額	投資信託の基 準価額を時価 とみなさない こととした額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連 結貸借対照表日におい て保有する投資信託 の評価損益
	損益に 計上	その他有価 証券評価差 額金に計上					
32,134	—	361	1,989	—	—	34,484	—

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	80,516	133,433	—	213,949
貸出金	—	118,298	4,566,184	4,684,482
資産計	80,516	251,731	4,566,184	4,898,432
預金	—	5,817,294	—	5,817,294
借用金	—	407,393	3,678	411,072
負債計	—	6,224,687	3,678	6,228,366

(注1) 時価の算定方法に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資産

##### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類し、観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

##### 商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、信用スプレッドが含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

また、デリバティブが組み込まれた仕組貸出については、取引金融機関等から提示された価格によっております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価は、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブは店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等あります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、株式オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	△0.365%～0.104%	0.003%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年9月30日)

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益累計額			購入、売却、発行 及び決済の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 中間連結貸借対 照表日において 保有する金融資 産及び金融負債 の評価損益
		損益に 計上 (※)	その他有 価証券評 価差額金 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	15,618	△1	5	△1,963	—	—	13,658	—

(※) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

### (3) 時価の評価プロセスの説明

当行はリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってバック部門が時価を算定しております。算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証し、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、信用格付毎の新規実行レートの加重平均金利と市場金利との乖離であり、決算日から6か月以内の実績を基に算定した推定値であり、このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになります。

#### （有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

#### 1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	82,347	80,516	△1,830
	地方債	139,752	133,433	△6,318
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	222,099	213,949	△8,149
合計		222,099	213,949	△8,149

2. その他有価証券（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	21,156	8,505	12,651
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	55,577	48,321	7,256
	小計	76,733	56,826	19,907
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	312	394	△81
	債券	438,975	460,642	△21,666
	国債	88,738	93,794	△5,055
	地方債	218,048	225,473	△7,425
	短期社債	—	—	—
	社債	132,188	141,373	△9,185
	その他	20,147	20,933	△786
	小計	459,435	481,969	△22,534
合計		536,169	538,796	△2,626

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、86百万円（株式36百万円、その他49百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて決算日前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価（以下、「月中平均時価」という。）が50%以上下落した場合、または、月中平均時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2025年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年9月30日現在）

該当ありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注2)	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業（注1）	リース業	計		
顧客との契約から生じる収益					
預金・貸出業務	1,696	—	1,696	—	1,696
為替業務	1,038	—	1,038	—	1,038
証券関連業務	524	—	524	16	540
代理業務	127	—	127	—	127
保護預り・貸金庫業務	202	—	202	—	202
投資信託・保険販売業務	1,596	—	1,596	—	1,596
その他	1,419	313	1,732	1,404	3,137
計	6,606	313	6,919	1,420	8,340
その他の収益（注3）	39,018	6,133	45,151	144	45,295
合計	45,624	6,447	52,071	1,564	53,636

(注) 1 「銀行業」の区分は信用保証業務を含んでおります。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務等を含んでおります。

3 「その他の収益」には、主に次の取引が含まれております。

- ①金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引
- ②リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の範囲に含まれるリース取引
- ③金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 収益の計上時期

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、収益を認識しております。一定の期間にわたり履行義務が充足されるものについては、義務を履行するにつれて収益を認識しております。

(2) 収益の計上額

収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。連結子会社が参加する他社が運営するポイントプログラムについては、将来利用される見込額を第三者のために回収する額として認識し、役務取引等収益より控除しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間	
	期首 (2025年4月1日)	期末 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	826	926
契約資産	226	236
契約負債	382	581

(注) 中間連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」に、それぞれ含めております。

(2) 中間連結会計期間に認識した収益のうち当期首現在の契約負債残高に含まれていたもの

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間連結会計期間に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたもの	295

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年内	551
1年超	29
合計	581

(1) 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	4,575円76銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	178円84銭

## (重要な後発事象)

当行は、2025年10月29日開催の取締役会において、関係当局の認可等を条件に、当行の「M&A支援事業」を会社分割（簡易新設分割）し、新設する池田泉州M&Aソリューション株式会社に承継とともに、池田泉州M&Aソリューション株式会社を当行の親会社である株式会社池田泉州ホールディングスの100%子会社とすることについて決議いたしました。また、同日付で当行の100%子会社として、投資専門会社である池田泉州インベストメント株式会社を設立することを決議いたしました。

### 1. 本件の目的、狙い

近年、中堅・中小企業における後継者不在による廃業リスクが、地域経済や雇用の持続に大きな課題をもたらしており、円滑な事業承継や企業の持続的な発展を支援する仕組みが強く求められています。

株式会社池田泉州ホールディングスは、この社会的要請に応えるため、傘下にM&A支援子会社を設立するとともに、当行傘下に事業承継ファンドの運営を担う投資専門子会社を設立し、事業承継支援の体制を強化いたします。

これにより、金融支援にとどまらず、「安心できる事業承継の仕組み」と「将来に向けた企業の成長支援」を両立させることができます。

### 2. M&A支援子会社について

#### (1) 会社分割の要旨

①方式	当行を分割会社、池田泉州M&Aソリューション株式会社を新設分割設立会社とする新設分割
②取締役会決議日	2025年10月29日
③効力発生日	2026年1月30日（予定）
④分割の方法	簡易新設分割（会社法第805条）
⑤割当ての内容	本新設分割に際して、新設会社は普通株式100株を発行し、それら全ての株式を分割会社に割当交付いたします。なお、分割会社は、これと同時に割当てられた全株式を100%親会社である株式会社池田泉州ホールディングスに対して交付いたします。

（注）本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

#### (2) 承継する事業の内容

当行が営むM&A支援事業全般（M&A情報の収集・整理、買収等スキームの提案、契約締結支援、事後のフォローなど）

#### (3) 承継する権利義務

本新設分割により、M&A支援事業に関して有する権利義務が新設会社に継承されます。

(4) 本新設分割の当事会社の概要

	分割会社	新設分割設立会社
名称	株式会社池田泉州銀行	池田泉州M&Aソリューション株式会社
所在地	大阪市北区茶屋町18-14	大阪市北区茶屋町18-14
代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 兼 CEO 阪口 広一	代表取締役社長 朴木 健吾
事業内容	銀行業	事業承継ニーズを中心としたM&A支援
資本金	613億円	3億円 (予定)
設立年月日	1951年9月1日	2026年1月30日 (予定)
発行済株式数	52,837,088株	100株
決算期	3月31日	3月31日
株主及び持株比率	株式会社池田泉州ホールディングス 100%	株式会社池田泉州ホールディングス 100%

(5) 分割会社の直前事業年度(2025年3月期)の財政状況及び経営成績

純資産	202,249百万円
総資産	6,380,954百万円
1株当たり純資産	3,827円79銭
経常収益	75,068百万円
経常利益	17,309百万円
当期純利益	11,995百万円
1株当たり当期純利益	227円2銭

(6) 分割する事業の概要

分割する事業の内容	M&A支援事業
分割する部門の経営成績(2025年3月期)	売上高 683百万円
分割する資産、負債の項目及び金額(注)	資産 300百万円 負債 -

(注) 分割する資産、負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

(7) その他の事項

①新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	本新設分割に際して承継される新株予約権及び新株予約権付社債はありません。
②資本金の増減	本新設分割により、当行の資本金に増減はありません。
③債務履行の見込み	本新設分割後も、当行及び新設分割設立会社において債務履行に支障が生じる見込みはありません。

### 3. 投資専門子会社について

#### (1) 会社設立に係る取締役会決議日

2025年10月29日

#### (2) 投資専門子会社の概要

名称	池田泉州インベストメント株式会社
所在地	大阪市北区茶屋町18-14
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木村 公寿
事業内容	有価証券の取得、保有及び売却 投資事業有限責任組合の組成・運営・管理 投資対象会社に対する経営相談・情報提供又は助言 投資対象会社に対する関連事業者等又は顧客の紹介 銀行からの業務受託 上記業務に付帯する一切の業務
資本金	1億円（予定）
設立年月日	2026年1月30日（予定）
発行済株式数	100株
決算期	3月31日
株主及び持株比率	株式会社池田泉州銀行 100%